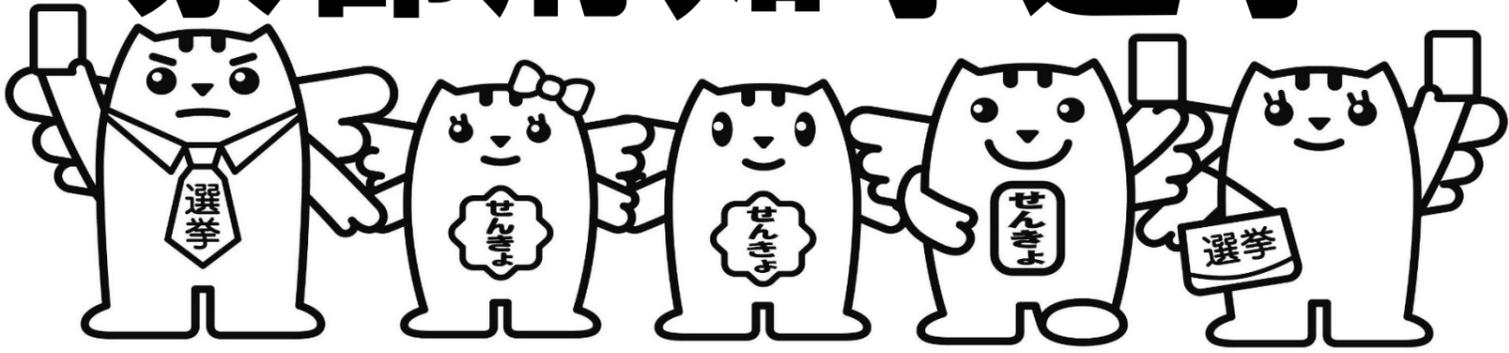


宮津市選挙管理委員会から有権者のみなさんへ

# 京都府知事選挙



投票日は **4月5日(日)** です。

## 宮津市で投票できる方

- ① 平成20年4月6日以前に生まれた方で、令和7年12月18日以前から宮津市の住民基本台帳に記載されている日本国民の方
  - ② 令和7年12月19日以後に宮津市から京都府内の他の市町村へ転出された方
- ※ 令和8年3月10日以後に宮津市内の別の住所に転居された方は、転居前の住所地の投票所で投票していただくことになります。

### ▼最近転入された方の投票（下の表を参照ください。）

令和7年12月19日以後に京都府内の他の市町村から宮津市に転入し、転入届を出された方は、前住所地の市町村で投票（当日投票又は期日前投票）をするか、又は前住所地の市町村の選挙管理委員会に不在者投票の請求手続きをし、宮津市で不在者投票をしてください。前住所地の市町村での投票の際は、宮津市の市民環境課市民窓口係で居住証明書類の発行を受け、前住所地の投票所でご提示いただくか、居住証明書類の代わりに、投票所の管理者に引き続き京都府内に住んでいる確認を申し出て確認を受けてください。

### ▼転出された方の投票（下の表を参照ください。）

宮津市の選挙人名簿に登録されていた方で転出届提出後4か月経過された方は、今回の選挙において宮津市の選挙人名簿から抹消されますので、宮津市では投票できません。しかし、転出後令和7年12月18日までに京都府内の他の市町村に転入の届出をされた方は、新住所地の選挙人名簿に登録されることとなりますので、新住所地の選挙管理委員会に確認してください。

また、転出届提出後4か月未経過の方で新住所地（京都府内の他の市町村に限る。）での転入手続きが12月19日以後であった方は、今回は、宮津市に登録されています。該当する方は、宮津市で投票（当日投票又は期日前投票）をするか、宮津市の選挙管理委員会に不在者投票の請求手続きをし、新住所地で不在者投票をしてください。宮津市での投票の際は、前住所地の市区町村の住民課等が発行する居住証明書類を持参いただくか、居住証明書類の代わりに、投票所の管理者に引き続き京都府内に住んでいる確認を申し出て確認を受けてください。

届出の別	届出の日	投票場所・選挙権の有無			備考
		新住所地で投票できる	前住所地で投票できる	投票できない	
宮津市に転入届を出された方	京都府以外から転入された方	R 7. 12. 18 以前	宮津市で○		
		R 7. 12. 19 以後		○	
	京都府内の他の市町村から転入された方	R 7. 12. 18 以前	宮津市で○		
		R 7. 12. 19 以後		○	宮津市の発行する居住証明書類の提示又は投票所の管理者に居住証明確認の申請が必要
宮津市で転出届を出された方	京都府以外へ転出された方	全 期 間		○	※知事選挙以外の選挙が同時に行われる市町村へ転入された場合は、市町村によって基準となる届出の日の扱いが異なりますので、問合せが必要となります。
	京都府内の他の市町村へ転出された方	R 7. 12. 18 (※) 以前に新住所地へ転入の届出	○ (※)		
		R 7. 12. 19 (※) 以後に新住所地へ転入の届出		宮津市で○ (※)	市区町村の発行する居住証明書類の提示又は投票所の管理者に居住証明確認の申請が必要

### 注意

前住所地で投票できる場合には、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙権に係る同一府内移転時の取扱いの制度改善が図られており、同一府内であれば、令和7年12月19日以後、市町村を単位として2回以上住所を移した場合にも府の選挙の選挙権を失わないこととされています。該当の方はお尋ねください。

## 投票所入場券— 1枚の封書に最大で4人分あります—

世帯主あてに、圧着式で閉じられた封書を3月18日(水)から順次配送予定です。この封書を開いていただくと、ご家族の有権者の入場券が印刷されています。お間違いのないよう、一人ずつ切り離して投票所へお持ちください。(投票所は、各入場券に記載してあります。)

万一届かない場合があります。ご遠慮なくお申し出ください。また、投票所入場券を紛失された場合や届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所でその旨お申し出ください。

裏面もご覧ください

**投票所 一選挙当日は入場券に記載のある投票所へお越しくださいー**

投票区名	建物の名称	投票時間	投票区名	建物の名称	投票時間
第1投票区	宮津市役所	午前7時～午後8時	第13投票区	江尻公会堂	午前7時～午後8時
第2投票区	松ヶ岡会館		第14投票区	溝尻公民館	
第3投票区	漁師町会館		第15投票区	浜公民館	
第4投票区	城南公民館		第16投票区	上公民館	
第5投票区	城東会館		第17投票区	下世屋公民館	午前7時～午後6時
第6投票区	たんぼぼ保育園		第18投票区	世屋高原休憩所	午前7時～午後7時
第7投票区	上宮津地区公民館		第19投票区	養老地区公民館	午前7時～午後8時
第8投票区	栗田地区公民館		第20投票区	田原公民館	午前7時～午後7時
第9投票区	小田宿野公民館		第21投票区	里波見公民館	午前7時～午後8時
第10投票区	矢原公民館		第22投票区	日ヶ谷地区公民館	午前7時～午後7時
第11投票区	吉津地区公民館		第23投票区	由良地区公民館(由良の里センター)	午前7時～午後8時
第12投票区	文珠公会堂				

**期日前投票**

選挙当日（4月5日）に投票所へ行って投票することができない方は、期日前投票をすることができます。

期日前投票所では、選挙当日に用事で投票に行けない事由に該当する場合に、住所・氏名・生年月日等を「期日前投票宣誓書」にご記入いただいた後、選挙当日と同じ方法で直接投票箱に投票することができます。

※「期日前投票宣誓書」は、お届けする投票所入場券の裏面に印刷されていますので、事前に記入しご持参いただくことにより、期日前投票所での受付がスムーズにさせていただきます。

**期日前投票期間**

**3月20日(金)～4月4日(土)**  
午前8時30分から午後8時まで

**期日前投票所**

**宮津市福祉・教育総合プラザ内 期日前投票所**  
**(宮津阪急ビル (ミップル) 4階 にっこりあ前)**

※ 車でお越しの方は、**浜町立体駐車場をご利用ください。**

※ **投票所入場券をご持参ください。(お手元にない場合でも投票できます。投票所でその旨お申し出ください。)**

以下のとおり、期日前投票所を臨時設置します。

設置場所：**「府中地区公民館」**(宮津市字中野678番地)

設置日時：**3月29日(日)・30日(月)** 午前**9時30分**から午後**5時**まで

設置日時にご注意ください。 ※宮津市で投票できる方はどなたでも利用いただけます。

**不在者投票**

**病院や老人ホーム等で**

指定を受けている病院、老人ホーム等に入院又は入所中の方は、一部の例外を除いてその施設において投票できます。該当する方は、病院等の事務担当者にお申し出ください。

**郵便等投票で**

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方、介護保険被保険者証に「要介護5」と記載のある方に限られます。また、身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で、別の一定の要件に該当する方は代理記載による郵便等投票を行うことができます。(詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。)

※ 既に郵便等投票証明書の交付を受けている方は、投票用紙等の請求期限日(4月1日(水))までに請求を行ってください。

**滞在地・転出先で**

宮津市の選挙人名簿に登録されている方(登録住所へ入場券を発送しています。)で、宮津市の投票所へは投票に来られない方(旅行や出張等で長期不在の方、18歳以上の学生の方、最近転出された方など)は、滞在地又は転出先で不在者投票ができます。宮津市選挙管理委員会に投票用紙等を請求いただきますと、滞在地・転出先のご本人宛に投票用紙等を送付しますので、これを持参の上、最寄りの選挙管理委員会へ行って投票していただきます。郵送等日数を要しますので、早めに請求手続きをしてください。

～ 電子申請による請求 ～

滞在地又は転出先での不在者投票の場合、パソコンやスマートフォンで電子申請による投票用紙の請求もできます。

※パソコンやスマートフォンでの電子申請にはマイナンバーカードを読み取るカードリーダーや対応スマートフォン、マイナポータルAPのインストールなど事前準備とマイナンバーカードによる電子署名が必要です。(詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。)

**代理投票**

心身の事情などで文字の書けない方は代理投票ができます。本人が投票所でその旨申し出てください。

※ 選挙人本人が投票所へお越しいただくことが必要です。

投票所の事務従事者が本人の意思を確認させていただき、代理で投票用紙に記載をします。

使用済みポスター掲示板(ホスター・脚付ペニ)を有料(200円/枚)でお譲りします。ご希望の方は、3月31日(火)までに選挙管理委員会へ電話でご連絡ください。

**開票**

4月5日(日)午後9時(予定)から宮津市民体育館で行います。

お問合せは…宮津市選挙管理委員会 ☎45-1602 (直通)

表面もご覧ください